

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月10日（水）午後1時30分から午後2時16分

2. 開催場所 つくばみらい市伊奈公民館2階 大ホール

3. 出席者

農業委員（9人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	9番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

事 務 局 長	成 嶋 均
事務局長補佐	浅野 博之
主 査	大久保慎太郎
	土田 直希

4. 欠席委員

委 員	8番	羽 田 茂
-----	----	-------

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について
議案第5号	農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について
議案第6号	非農地証明発行可否について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第8号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました。ただいまから、令和3年3月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

皆様こんにちは。3月の定例総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。

今月の総会は令和2年度最後の総会となります。この令和2年度は人・農地プランの実質化に向けて農地調査をはじめとした取り組みを積極的にやってきました。無事完了することができましたのも皆様方の御努力によるもので、改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、本日の総会は、議案9件と報告事項2件となっております。議案も多くなっておりますし、さらに各議案の審議案件も多くなっております。皆様方のスムーズなご審議をお願いしまして、大変簡単ですが挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日は、8番、羽田委員より欠席の通告がございましたので報告いたします。本日の出席委員は、農業委員10名中9名でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番であります議事録署名委員の選出でございますが、私、議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。4番、栗原委員、5番、中山職務代理の2名に議事録署名委員をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備設置のための賃貸借となっております。申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は1,438㎡でございます。事業計画につきましては、別紙「参考資料1」をご覧ください。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は195㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由はゴルフ場の敷地を拡張するための売買となっております。申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は950㎡、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は107㎡、合計2筆、1,057㎡でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は171㎡、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は62㎡、合計2筆、233㎡でございます。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、2番、萱橋委員よりお願いします。

1. 萱橋委員

はい、3月3日午前9時00分より、メンバーは、齊藤会長、中山職務代理、菊地委員、私、事務局からは浅野局長補佐、大久保主査の6名で書類審査及び現地確認を実施しましたので結果3件を続けて報告いたします。

はじめに受付番号1番、申請内容は、再生可能エネルギー太陽光発電設備を建設するため、山林5,819㎡と隣接する農地1,438㎡、合計7,257㎡を利用し396kWを発電する計画です。発電設備の概要は別紙参考資料をご覧ください。場所の詳細は2ページの地図をご覧ください。申請地は、東栗山集落の東に位置した高台の傾斜地となります。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にあり1種農地と判断します。申請者は、経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、1種農地の許可基準、隣接する土地と一体として事業目的を達成するため、当該農地の必要性が認められます。また、申請に係る事業の全体に占める1種農地の面積割合が3分の1以下であることから、当申請は許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして受付番号2番、申請内容は、農地195㎡と接続する宅地68.15㎡を親より贈与を受け、自己住宅を建築する計画です。場所の詳細は3ページの地図をご覧ください。申請地は、二三成橋手前の山王新田十字路を上平柳方面に100m程入った右側となります。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地の区域内にあり1種農地と判断します。関係法令との調整も行っており、自己住宅の建築許可要件を満たしていると考えられます。

最後に受付番号3番、申請内容は、XXXXXXXXXXが隣接する農地2筆1,057㎡を売買にて取得し、場内より発生する伐採樹木や刈芝等を一括管理及び減容化する計画です。場所の詳細は4ページの地図をご覧ください。申請地は、ゴルフ場の西側の管理事務所に隣接した場所になります。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にあり1種農地と判断します。申請面積も、XXXXXXXXXXの敷地面積の2分の1を超えないことから、許可要件に該当すると判断されます。資金計画、関係法令との調整も行っており、敷地拡張の許可要件を満たしていると考えられます。

以上報告しまして各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、谷和原地区につきまして、1番、海老原委員より報告をお願いします。

1. 海老原委員

はい、それでは3月3日に行いました書類審査、現地調査について報告します。メンバーは、中山職務代理、飯泉委員、矢口委員、私、事務局より浅野局長補佐、大久保主査の6名で行いました。

受付番号4番、地図は5ページになります。申請地は市街化調整区域ではありますが近接には公益施設が点在し都市化が進んでいるところでもあります。申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500m以内に、学校法人開智学園、学校法人沼田学園があることから3種農地と判断いたします。申請者は、申請地2筆、233㎡と公衆用道路1筆、72㎡の合計3筆、305㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていることから許可相当と考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、令和2年7月10日付けで、営農型太陽光発電設備のための地上権設定の許可を受けたが、一部の土地が契約解除となったため、当初の計画発電量を確保するため、申請地の変更をするために申請されたものです。申請地は、■字 ■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は8.13㎡、■字 ■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は0.45㎡、■字 ■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は0.38㎡、■字 ■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は1.57㎡、■字 ■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は3.14㎡、合計5筆、13.67㎡でございます。許可日から3年間の一時転用となっております。営農型太陽光発電設備の設置に関しましては、区分地上権の設定を行うための許可申請も受理しており、議案第5号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」において審議させていただきます。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番、海老原委員よりお願いします。

1. 海老原委員

はい、それでは議案第2号受付番号1番について報告いたします。調査は議案第1号と同じ構成メンバーで行いました。地図は7ページです。申請地は宝木山集落センターの北側になります。令和2年7月10日付け、みらい農委指令第19号をもって農地法第5条の許可を受けましたが、一部の土地が契約解除となったことから、当初の計画発電量を確保するため、事業計画変更申請したものです。申請内容は、営農型太陽光発電設備を設置し、地上権を設定する計画となっております。令和6年3月9日までの3年間の一時転用であります。関係法令との調整も行っており、特に問題はないと思われます。以上のことから、承認しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は4件となっております。8ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は230㎡の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積は465㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は1,206㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、 字 番 、地目は登記、現況とも田、面積は609㎡、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積は69㎡、合計2筆、678㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、7番、菊地委員よりお願いします。

1. 菊地委員

3月3日午前中に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、議案第1号で萱橋委員より報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は9ページになります。申請地は、隣接する水田と1枚になっており水稻が作付けされておりました。申請者は、自作地と借入地あわせて64aを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記、現況とも畑、1筆230㎡で、現在も譲受人が小作地として水稻の栽培を行っている農地を売買により譲り受けるものです。以上のことから、1番については、農機具

等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、谷和原地区につきまして、3番、飯泉委員より報告をお願いします。

1. 飯泉委員

3月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先ほど議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号2番、地図は10ページになります。申請地は、県道130号線で小貝川の堤防上を走っている道路、ようするに小貝川の堤防の南側になりますが、押砂の集落がありましてそのなかの用水路沿いにありました。申請者は、自作地約109aを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。詳細は調査書の2番になっております。申請地は、登記、現況とも畑、1筆、465㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は11ページになります。申請地は、県道つくば野田線で谷和原庁舎から小絹に向かう道路の谷原大橋を渡りまして、JA小絹ホールの手前の信号を左折して100mほど行ったところを右に入ったところにありました。申請者は、自作地と借入地あわせて約355aを耕作しており、水稻・キクラゲ・南瓜・ミョウガを作付する農地所有適格化法人です。申請地は、登記、現況とも田、1筆、1,206㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は12ページになります。申請地は、県道133号線の赤浜谷田部線と東檜戸台線の交差点を水海道方面に100mほど行きまして、すぐのところの道路沿いです。申請者は、自作地と借入地あわせて約53aを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、野菜を作付する農家です。申請地は、登記、現況とも田、1筆609㎡、登記、現況とも畑、1筆69㎡、合計2筆、あわせて678㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、2番から4番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、萱橋委員。

1. 萱橋委員

参考までにお聞きしたいが、4番の譲受人は会社役員とのことだが、どのような会社の役員であるのか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局より説明を求めます。

1. 事務局（大久保主査）

そこまでは把握しておりません。耕作証明をつくば市農業委員会からいただき、現地の確認を行ったが、直接本人とは話をしていないことから、どのような会社の役員なのかは把握しておりません。

1. 萱橋委員

わかりました。

1. 議長（齊藤会長）

そのほかございますか。ないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第4号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請は14件となっております。

13ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は432㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は124㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は704㎡、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は1,406㎡、**■**字**■**番**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は3,274㎡、合計5筆、5,940㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は280㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は4,581㎡、合計2筆、4,861㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請地は、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は1,000㎡、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は2,260㎡、合計2筆、3,260㎡でございます。

続きまして受付番号4番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は2,700㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は800㎡、合計2筆、3,500㎡でございます。

続きまして受付番号5番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は2,295㎡でございます。

続きまして受付番号6番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は2,360㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は940㎡、合計2筆、3,300㎡でございます。

続きまして受付番号7番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は3,300㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は790㎡、合計2筆、4,090㎡でございます。

続きまして受付番号8番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は2,360㎡でございます。

続きまして受付番号9番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は1,820㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は720㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は2,016㎡、合計3筆、4,556㎡でございます。

続きまして受付番号10番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は1,380㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は2,540㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は1,270㎡、合計3筆、5,190㎡でございます。

続きまして受付番号11番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は660㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は2,360㎡、合計2筆、3,020㎡でございます。

続きまして受付番号12番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は940㎡でございます。

続きまして受付番号13番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は2,140㎡、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は1,410㎡、合計2筆、3,550㎡でございます。

続きまして受付番号14番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は1,520㎡でございます。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。3番、飯泉委員より報告をお願いします。

1. 飯泉委員

3条の賃借権、受付番号1番の書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先ほどと同じになります。

受付番号1番、地図は16ページになります。申請地は、先ほど議案3号の4番の近くで県道133号線、東檜戸台線と交差する信号から北側、[REDACTED]の北になります。現在東檜戸台線の工事中の近くになります。申請者は、自作地と借入地あわせて約355aを耕作しており、常時従事者は3名で、水稲・野菜を作付する農地所有適格化法人です。本申請は、申請地で営農型太陽光発電設備を設置し、その下部農地でミョウガの栽培をするための賃貸借となっております。期間は、許可日から3年間の予定となっております。

続きまして受付番号2番から14番は譲受人が同一の為、一括して説明いたします。地図は17、18ページになります。申請地は、水海道から藤代に向かう県道の上長沼と下長沼の間の信号を東方面に田村の市水道機場がありますが、そちらに向かった道路の用水路の北側に位置しておりました。申請者は、[REDACTED]で現地に4,462aを研究用圃場として現在運営しております。本申請は、試験研究用の圃場として使用するための継続の賃貸借となっております。期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより審議をいたします。議案第4号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番から14番は譲受人が同一のため一括して審議いたします。受付番号2番から14番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第5号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可申請は1件となっております。19ページをご覧ください。

受付番号1番ですが、先程、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」の受付番号1番で説明させていただきました案件になります。申請地は、■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は432㎡、■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は124㎡、■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は704㎡、■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は1,406㎡、■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は3,274㎡、合計5筆、5,940㎡でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。3番、飯泉委員より報告をお願いします。

1. 飯泉委員

報告させていただきます。3条の区分地上権ですが、受付番号1番、地図は20ページになります。こちらの案件は議案第2号で計画変更の申請がされておりましたが、同じ業者が新たに申請したものでございます。現地はさきほどから報告しております場所

になります。申請者は、営農型太陽光発電設備の設置のために、3年間の区分地上権を設定するものであるため、許可しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより審議をいたします。議案第5号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めま

す。
(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第6号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は3件となっております。21ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は495㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は188㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は115㎡でございます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、5番中山職務代理より報告をお願いします。

1. 中山職務代理

3月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、議案第1号で萱橋委員より報告のありました時と同じ6名で行いました。

受付番号1番、地図は22ページになります。申請地は、瑞源寺の東側になります。申請書類等の審査、現地調査をしたところ、周辺の状況からみて、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると見込まれます。以上のことから、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きの農地転用関係に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、谷和原地区につきまして、9番、矢口委員より報告をお願いします。

1. 矢口委員

書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先ほど第1号議案で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号2番、地図は23ページになります。申請地は、大和橋から福岡地区に向かう押砂集落にあります。今回提出されました受付番号2番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和43年8月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号3番、地図は24ページになります。申請地は、筒戸の日光神社南側にあります。今回提出されました受付番号3番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成10年11月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号2番、3番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第6号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第6号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第6号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

それでは議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。25ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が43筆で、80,866㎡、畑が52筆で、50,069㎡、合計95筆、130,935㎡です。貸し手が29人で、借り手が14人とな

ります。

次に更新案件ですが、田が9筆で、16, 229㎡、畑が3筆で、7, 276㎡、合計12筆、23, 505㎡です。貸し手が9人で、借り手が9人となります。

合計では、田が52筆で、97, 095㎡、畑が55筆で、57, 345㎡、合計107筆、154, 440㎡です。貸し手が38人で、借り手が23人となります。

権利の設定開始は、令和3年4月1日からとなります。

詳細につきましては、26ページから31ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

これより審議していきませんが、31ページの受付番号107番は2番、萱橋委員が議事参与の制限となっています。したがって、全体を2つに分けて審議をまいります。

まず最初に、受付番号1番から106番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号1番から106番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。採決の結果、全員賛成により受付番号1番から106番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号107番を審議いたします。2番、萱橋委員の退席をお願いします。

（萱橋委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号107番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号107番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により受付番号107番を原案のとおり許可することに決定いたしました。2番、萱橋委員の復席をお願いします。

（萱橋委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第7号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。32ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が18筆で、34,017㎡、畑が3筆で、4,170㎡、合計21筆、38,187㎡です。貸し手が4人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和3年5月1日からとなります。

詳細につきましては、33、34ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。
議案第8号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても35ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が25筆で、47,732㎡、畑が3筆で、4,170㎡、合計28筆、51,902㎡です。貸し手が8人、借り手が6人となります。

権利の設定開始は、令和3年5月1日からとなります。

詳細につきましては、36、37ページの農中間管理事業農用地利用権設定計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第9号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第9号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項2件を、一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（成嶋事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は38ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件となります。申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は39ページから42ページをご覧ください。

今回の合意解約は16件となります。解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが4件、耕作者変更のためのものが11件、中通川河川改修工事に伴う用地買収のためのものが1件となります。報告は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

令和3年3月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩